平成２３年（フ）第１５２号
滋賀県東近江市種町1056番地
債務者　加藤建築こと　加藤　眞悟
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１６号
兵庫県神崎郡福崎町南田原2036番地、従前の住所兵庫県姫路市船津町2038番地８
債務者　橋本　信哉
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３６号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の11
加古川城の宮鉄筋３―302号
債務者　村本　香菜
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３８号
兵庫県姫路市青山４丁目20番20－604号　青山ＮＫマンション、従前の住所兵庫県姫路市米屋町２番地
債務者　笠谷　久子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８１号
広島市安佐北区三入３丁目７番19―201号　グランドソレイユ
債務者　山下　佳美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９０号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園40番地６　住屋ハイツＢ306
債務者　西口　　恵
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３０号
広島市西区井口４丁目35番24号　A101
債務者　天野　和也
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７号
高知県高岡郡椙原町６丁116番地２
債務者　上田　和博
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１６号
高知県須崎市南古市町10番２号　B102
債務者　中川　千津（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第７３号
宮崎県都城市一万城町92号９番地コーポハローズ201号
債務者　梅田さつき
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４１号
鹿児島県薩摩川内市中郷５丁目202番地２
債務者　西牟田憲史
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
鹿児島県出水市高尾野町下水流950番地２、前住所鹿児島県出水郡高尾野町下水流1696番地
債務者　図師　和子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町3193番地６、前住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町2959番地
債務者　加治屋清巳
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
鹿児島県薩摩川内市永利町4575番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市宮内町1474番地
債務者　有村　貞子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
秋田市土崎港南１丁目３番31号　ア・レストコア103号
債務者　長谷川久浩
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
長野県茅野市本町東３番５号　と号
債務者　森山　宏樹
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５５９号
京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町31番地１　サンパレス西大路103
債務者　小山麻美こと　呉　　慶淑
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係